

(別表1)

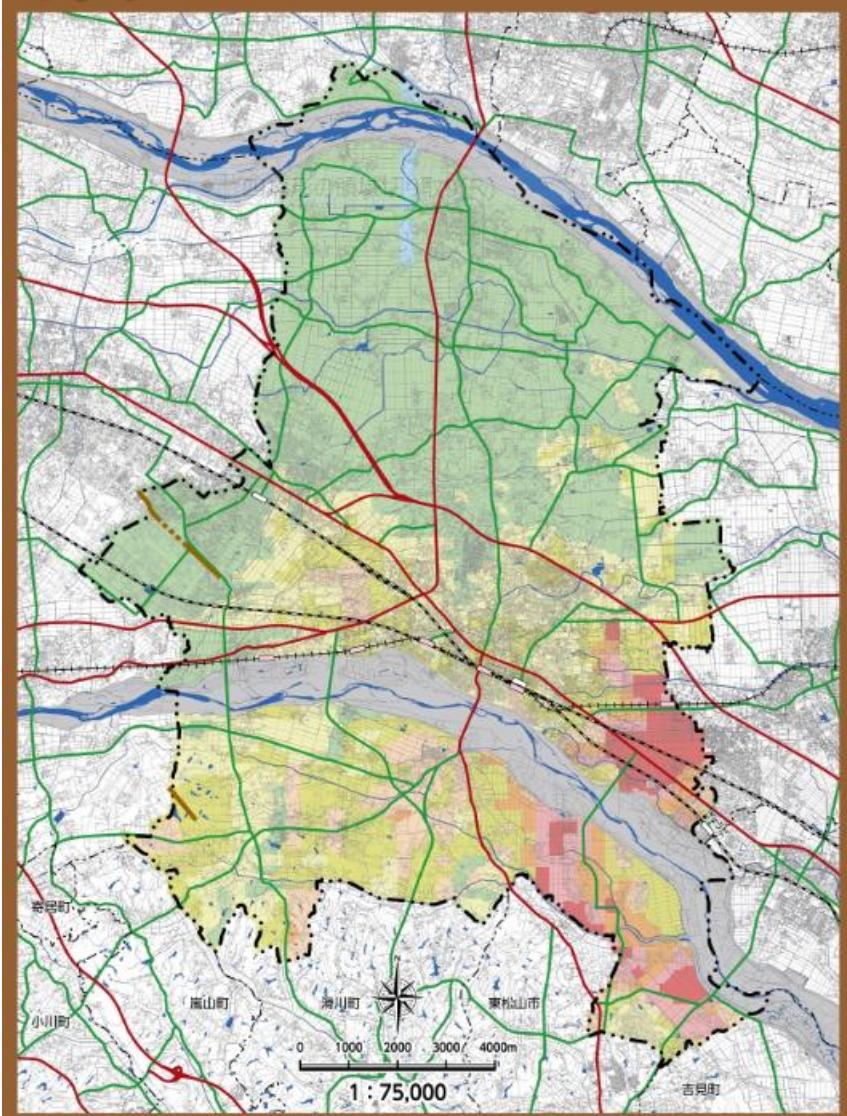
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	<p>当市を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生の情報は、当市が策定した熊谷市地域防災計画（平成20年3月作成、平成24年6月及び平成27年8月修正）や防災ハザードマップを基に現状分析を行う。</p> <p>（1）地域の災害リスク</p> <p>（洪水：地域防災計画）</p> <p>当市は、市域の大半が利根川又は荒川に沿って発達した低地であるため、古くから多くの水害に見舞われてきた。気象原因のほとんどが台風によるもので、昭和41年6月の台風第4号、同年9月の台風第26号、昭和57年9月の台風第18号は、市域に大きな被害をもたらした。</p> <p>近年は、治水事業の進展や土木技術の発達により被害は減少しているが、局地的な集中豪雨による中小河川の氾濫や内水氾濫による浸水被害が増加傾向にある。</p> <p>（土砂災害：地域防災計画）</p> <p>市内には、砂防事業の基礎調査により把握される急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れの危険箇所）、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流のうち、急傾斜地崩壊危険箇所があり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、埼玉県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に15箇所が指定された（平成22年6月25日）。</p> <p>（地震：地域防災計画及び防災ハザードマップ）</p> <p>当市には関東平野北西縁断層帯主部の一部を構成している深谷断層及び江南断層があり、これが1つの区間として活動する場合、マグニチュード8.0程度の地震が発生する可能性があるとしており、その際には、南西側が北東側に対して相対的に5～6m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。</p> <p>今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0～0.008%であるとしている。</p> <p>また、埼玉県地震被害想定調査（平成24～25年度）で想定された東京湾北部地震（M7.3）、茨城県南部地震（M7.3）、元禄型関東地震（M8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）及び立川断層帯地震（M7.4）のうち、熊谷市域については関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点：中央]（M8.1）で最大の被害が予測されている。</p> <p>この場合、震度は当市の広い範囲で6強以上、一部で7となり、4,300棟以上の家屋が全壊するほか、火災が冬の夕方に発生し、風速8mの場合には、800棟以上の家屋が焼失すると予測されている。また、人的被害が最大となるのは冬の早朝に地震が発生した場合であり、死者は284人、負傷者は1,900人あまりに上ると予測されている。</p>

# 揺れやすさ マップ

## 揺れやすさマップとは

- 地盤の状況と想定する地震の規模、さらに地震を引き起こす断層からの距離が近く、軟らかい地盤の地域では、揺れが大きくなります。
- 想定地震は、熊谷市の被害が最も大きくなると想定される関東平野北西縁断層帯地震です。



### (感染症)

新型インフルエンザについては、「熊谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されており、状況により、対策本部を設置し対応することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症については、災害時において「避難所開設運営マニュアル」（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）に基づき対応することとしている。

### (その他 風害、雪害)

風害については、近年各地で竜巻やダウンバースト等の突風による被害が発生しており、当市においても平成25年9月に台風第18号に伴う竜巻により、住家の全壊10棟、半壊23棟をはじめとする被害が発生し、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用に至った。

また、当市の月最深積雪の平年値は 10cm 未満であり、従来、雪による被害は多くなかったが、平成 26 年 2 月 14 日から 15 日にかけての南岸低気圧に伴う大雪では、最大積雪深が観測史上最大の 62cm を記録した。市域においては 437 軒が停電し、彩の国くまがやドームの幕屋根が破損したほか、農作物を中心に大きな被害をもたらした。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,398 (平成 28 年度 経済センサス)

※商工会管轄である妻沼・大里・江南地区のデータ

[商工業者数 業種別内訳]

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業 サービス業・その他	合計
227	204	95	282	590	1,398

## (3) これまでの取組

### ①熊谷市の取組

- (ア) 熊谷市地域防災計画の策定
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 災害に備えた防災備品等の備蓄

### ②くまがや市商工会の取組

- (ア) 市内事業者に対しての事業者 BCP 策定の周知
- (イ) 埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- (ウ) 全国商工会連合会が運営するビジネス総合保険の周知

## II 課題

- ・現在、商工会 BCP が策定されていないため、自然災害・感染症発生時における具体的なマニュアルが整備されていない
- ・事前対策時に於ける、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している
- ・小規模事業者の BCP 策定に対する必要性の重要度が低い

## III 目標

- ・発災後、応急段階、復旧段階で速やかな復興支援を行えるよう、BCP 作成を行う
- ・埼玉県火災共済協同組合、各損害保険会社 担当者より保険・共済制度内容等の説明を受け習得する他、専門家と連携を行うことで、管内小規模事業者に BCP 策定の重要性を周知する
- ・巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市の役割分担、  
体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

### ＜ 1. 事前の対策 ＞

①小規模事業者に対する災害リスク及び感染症リスク周知

- ア. 巡回経営指導時に、熊谷市防災ハザードマップ等のリスクマップを携行し、事業所立地場所の災害リスクを示しながら、自然災害リスクを軽減するための取組や備えについて説明する（事業休業時の備え、水災補償等の損害保険共済加入勧奨を併せて実施）
- イ. くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市の会報誌等、ホームページ等にて国の施策紹介や災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う
- ウ. 巡回経営指導時に、感染症のリスクや事業に与える影響（売上減少固定費負担等）を軽減するための対策を説明する
- エ. 事業継続に関する普及セミナーや市の施策を紹介するほか、高度な事業者BCPの策定時は、専門家を招き、個社支援を行う

②くまがや市商工会自身のBCPの作成

令和5年3月までに作成

③関係団体との連携

- ア. 埼玉県火災共済協同組合、各損害保険会社等との連携により、事業継続力強化計画の策定やBCPに関する普及啓発を行うとともに、各種保険等の周知を図る
- イ. 小規模事業者に対する周知や事業継続力強化計画等の策定については、地域金融機関や士業団体と連携する

④フォローアップ

- ア. 小規模事業者の事業継続力強化計画取組状況の確認を隨時行う
- イ. 事業継続力強化計画の実行状況等を、巡回を通じ確認、必要に応じ専門家を招き、フォローを実施する

⑤訓練の実施

- ア. 地震や台風の発生を想定し、熊谷市と熊谷商工会議所との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う
- イ. 避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う
- ウ. 感染症の影響による職員減少に備えた体制を整える

## ＜2. 発災後の対策＞

### ①応急対応の実施可否の確認

ア. 発災後4時間以内に職員の安否確認を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな道路状況の被害状況等をくまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市で情報共有する）

### ②自然災害応急対策の方針決定

ア. くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める

[被害規模の目安と想定する応急対策の内容]

被害規模	被害状況	応急対応の内容
<u>大規模な被害がある</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>■地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>■被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害状況の調査</li> <li>■復興支援</li> </ul>
<u>被害がある</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>■地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害状況の調査</li> <li>■復興支援</li> </ul>
<u>ほぼ被害はない</u>	目立った被害の情報がない。	対応なし

[くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市の3者間で共有する被害情報等の間隔]

期間	情報共有する間隔
<u>発災後～2週間以内</u>	1日2回共有する
<u>2週間～1ヶ月</u>	1日1回共有する
<u>1ヶ月～3ヶ月</u>	1週間に2回共有する
<u>3ヶ月以降</u>	1週間に1回共有する

③新型コロナウイルス感染症応急対策の方針決定

- ア. くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める

④新型コロナウイルス感染症の応急対策

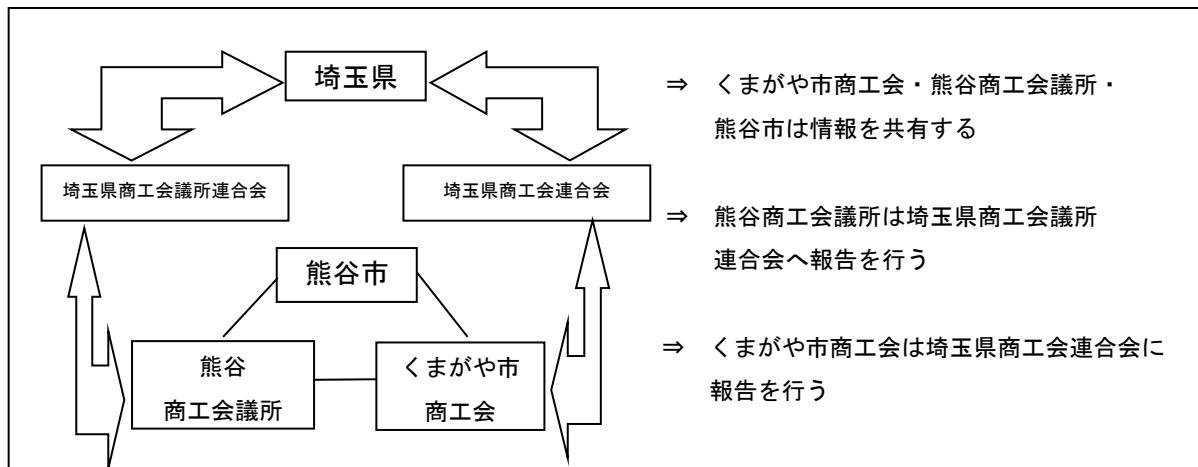
- ア. 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大時には職場にウイルスを持ち込ませない行動を取る  
イ. 体調のすぐれない職員は出勤を控えさせる  
ウ. 感染拡大を防ぐため、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員や来客者間の飛沫防止対策としてアクリルパネル設置を行う  
エ. 感染症発生・終息時に、管内小規模事業者の経営状態や感染症防止対策等の状況を確認し、改善の提案や課題等を把握する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 ＞

- ①商工会は管内小規模事業者と密接に関わる地域唯一の総合経済団体であるため、発災時の状況等を熊谷市に迅速な報告が取れるような体制を取る  
②くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市が共有した情報を、埼玉県の指定する方法にて埼玉県へ報告を行う

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ＞

- ①熊谷市・熊谷商工会議所と調整のもと小規模事業者からの相談を受付する「緊急相談窓口」を設置する  
②各地区役員との連携を図り、事業所また地域の被害状況の確認を行う  
③国・県・市の災害に対する支援策の周知、申請の個社支援を行う



#### ＜ 5．小規模事業者に対する復興支援 ＞

- ①埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対する支援を行う
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する
- ③国・県・市における公的支援が円滑に受けられるよう、法定経営指導員を中心に支援体制を整備し支援を行う
- ④くまがや市商工会・熊谷商工会議所・熊谷市の会報誌等、ホームページにて公的支援制度に関する情報等を発信する
- ⑤火災保険、地震保険、損害保険等の請求手続きを支援する

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する

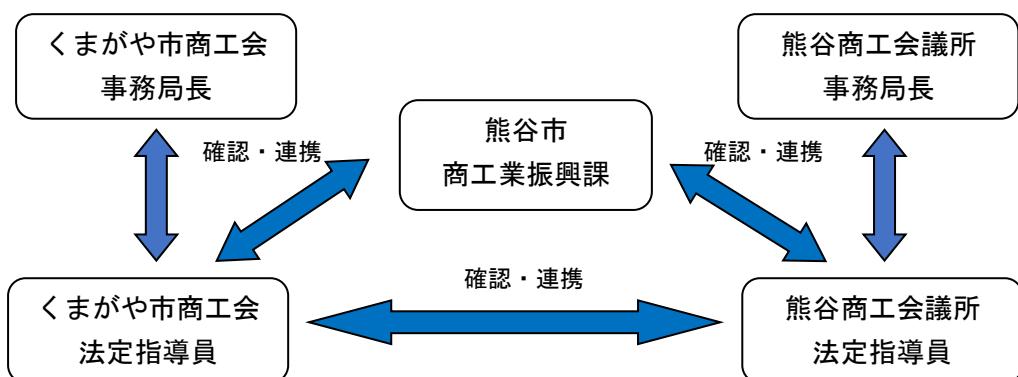
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年3月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・大屋 剛 （連絡先は後述(3)参照）
- ・鈴木 久敬 （連絡先は後述(3)参照）
- ・松本 芳貴 （連絡先は後述(3)参照）
- ・小川 恵司 （連絡先は後述(3)参照）
- ・高橋 駿太 （連絡先は後述(3)参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

[くまがや市商工会]

〒360-0201

埼玉県熊谷市妻沼 1706-1

T E L 048-588-0140 F A X 048-588-0033

E-MAIL kumagaya@syokoukai.jp

[熊谷商工会議所]

〒360-0041

埼玉県熊谷市宮町 2-39

T E L 048-521-4600 F A X 048-525-7272

E-MAIL somu@kumagayacci.or.jp

② 関係市町村

[熊谷市 産業振興部 商工業振興課]

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町 2-47-1

T E L 048-524-1111 F A X 048-525-9335

E-MAIL shokogyoshinko@city.kumagaya.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
チラシ製作費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、熊谷市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項